

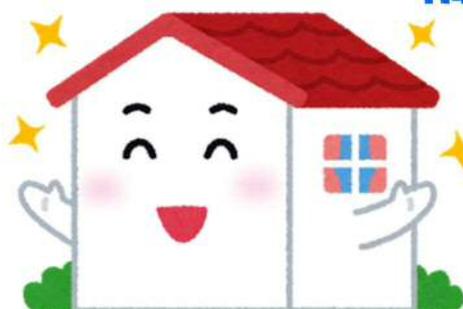
令和5年度

東京都既存住宅省エネ改修促進事業

申請期間	令和5年7月24日（月）～ 令和6年1月19日（金）
執行団体	東京都住宅政策本部民間住宅部

東京都限定！！既存住宅の断热化工事や設備の効率化に補助金が出ます！！

『全体改修』と『部分改修』が選べます



『全体改修』は第三者認証(BELS等)が必要です

主にこどもみらい住宅支援事業又はこどもエコすまい住宅支援事業に登録されている製品が対象！！

※他の事業との併給は出来ません

事業概要

東京都内の既存住宅について、住宅の省エネ診断、省エネ化のための計画の策定、省エネ改修工事の費用の一部を補助

助成対象

- 建物 : 戸建住宅、集合住宅
- 申請者 : 住宅の所有者（個人・法人）、買取再販事業者等、管理組合
- 設備等 : 窓、ドア、断热材、太陽熱利用システム、高断热浴槽、節湯水栓、LED照明、電気ヒートポンプ給湯機、潜热回収型ガス給湯機、潜热回収型石油給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備、蓄電池

助成率

【省エネ診断等】・【省エネ設計等】対象経費の2/3

【省エネ改修等】戸建住宅・共同住宅等：対象経費の23%

マンション：対象経費の1/3 ※上限額は募集要項参照

補助金名称	令和5年度 東京都既存住宅省エネ改修促進事業									
申請期間	令和5年7月24日(月) ~ 令和6年1月19日(金)									
事業概要	東京都内の既存住宅について、住宅の省エネ診断、省エネ化のための計画の策定、省エネ改修工事の費用の一部を補助									
既存住宅とは	<ul style="list-style-type: none"> ・新築以外の住宅 ・住宅として未使用であっても、建設工事の完了の日から起算して一年を経過した住宅 									
補助対象者	住宅の所有者(個人・法人を問わないが、公的機関の所有するものは対象外)、買取再販事業者等、管理組合(一申請で複数住戸について申請可)									
補助対象住宅	一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿、寄宿舍等、都内に存する民間の既存住宅									
補助事業と対象経費(P7-11)	補助事業		対象経費							
	①省エネ診断等		<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ診断に係る費用 ●省エネ診断に必要なとなる調査のための費用 ●既存住宅についてBELSの評価・認証を受けるために必要な費用 							
	②省エネ化等のための計画の策定(省エネ設計等)		<ul style="list-style-type: none"> ●省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画に係る費用 ●改修設計内容についてBELSの評価・認証を受けるために必要な費用 ●全体改修(ZEH水準)と併せて構造補強を行う場合、構造補強を行うために必要な建築士が実施する調査・設計・計画に係る費用 ●工事監理に係る費用 							
	<p>省エネ性能が向上する改修のみ対象</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"> <p><改修前の住宅(又はその部分)の省エネ性能></p> <p>省エネ基準未達 省エネ基準相当 ZEH水準相当</p> </td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> <td> <p><改修後の住宅(又はその部分)の省エネ性能></p> <p>省エネ基準相当又はZEH水準相当の改修 ZEH水準相当の改修 補助対象外</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>③省エネ改修等</p> <p>全体改修 (第三者認証必要)</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●以下の(1)及び(2)に該当するもの (1)住宅の省エネルギー性能を向上させる開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事及び設備の効率化に係る工事(工事を伴わないものは対象外) (2)省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けているもの(取得予定を含む) ●ZEH水準に相当する全体改修と併せて、構造補強を実施する場合、構造補強工事に係る費用 </td> <td> <p>部分改修 (第三者認証不要)</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅全体で全体改修の要件を満たさない場合にあっては、改修部分が省エネ基準又はZEH水準に相当する「エコリノベーション等工事」*であって、複数の開口部の改修を含むもの <p>*開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事、設備の効率化に係る工事で募集要項P14-16に示すもの</p> </td> </tr> </table> <p>※省エネ改修等の対象経費は、「開口部や躯体等の断熱化に係る工事費≧設備の効率化に係る工事費」であることが必要</p>			<p><改修前の住宅(又はその部分)の省エネ性能></p> <p>省エネ基準未達 省エネ基準相当 ZEH水準相当</p>			<p><改修後の住宅(又はその部分)の省エネ性能></p> <p>省エネ基準相当又はZEH水準相当の改修 ZEH水準相当の改修 補助対象外</p>	<p>③省エネ改修等</p> <p>全体改修 (第三者認証必要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の(1)及び(2)に該当するもの (1)住宅の省エネルギー性能を向上させる開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事及び設備の効率化に係る工事(工事を伴わないものは対象外) (2)省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けているもの(取得予定を含む) ●ZEH水準に相当する全体改修と併せて、構造補強を実施する場合、構造補強工事に係る費用 	<p>部分改修 (第三者認証不要)</p>
<p><改修前の住宅(又はその部分)の省エネ性能></p> <p>省エネ基準未達 省エネ基準相当 ZEH水準相当</p>			<p><改修後の住宅(又はその部分)の省エネ性能></p> <p>省エネ基準相当又はZEH水準相当の改修 ZEH水準相当の改修 補助対象外</p>							
<p>③省エネ改修等</p> <p>全体改修 (第三者認証必要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の(1)及び(2)に該当するもの (1)住宅の省エネルギー性能を向上させる開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事及び設備の効率化に係る工事(工事を伴わないものは対象外) (2)省エネ改修後の住宅が省エネ基準又はZEH水準に相当することについて、BELS等の評価・認証を受けているもの(取得予定を含む) ●ZEH水準に相当する全体改修と併せて、構造補強を実施する場合、構造補強工事に係る費用 		<p>部分改修 (第三者認証不要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅全体で全体改修の要件を満たさない場合にあっては、改修部分が省エネ基準又はZEH水準に相当する「エコリノベーション等工事」*であって、複数の開口部の改修を含むもの <p>*開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事、設備の効率化に係る工事で募集要項P14-16に示すもの</p>						
補助対象設備等	窓、ドア、断熱材、太陽熱利用システム、高断熱浴槽、節湯水栓、LED照明、電気ヒートポンプ給湯機、潜熱回収型ガス給湯機、潜熱回収型石油給湯機、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、燃料電池システム、コージェネレーション設備、蓄電池									
補助率と上限額(P11、12)	区分		補助率	上限額						
	①省エネ診断等 ②省エネ設計等		対象経費の2/3	設定なし						
	③省エネ改修等	全体改修	戸建住宅	対象経費の23%	【省エネ基準に適合する場合】 766,000円/戸 【ZEH水準に適合する場合】 1,025,000円/戸					
			共同住宅等**1		【省エネ基準に適合する場合】 3,800円/㎡ 【ZEH水準に適合する場合】 5,000円/㎡					
マンション**2		対象経費の1/3	【省エネ基準に適合する場合】 5,600円/㎡ 【ZEH水準に適合する場合】 7,400円/㎡							
部分改修		戸建住宅	対象経費の23%	【省エネ基準に適合する場合】 766,000円/戸 【ZEH水準に適合する場合】 1,025,000円/戸						
	共同住宅等**1	【省エネ基準に適合する場合】 改修に係る室の床面積×3,800円/㎡ 【ZEH水準に適合する場合】 改修に係る室の床面積×5,000円/㎡								
マンション**2	対象経費の1/3	【省エネ基準に適合する場合】 改修に係る室の床面積×5,600円/㎡ 【ZEH水準に適合する場合】 改修に係る室の床面積×7,400円/㎡								
<p>*1 共同住宅、長屋、下宿又は寄宿舍。ただし、下記**2のマンションを除く</p> <p>*2 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ地階を除く階数が原則として3以上のもの</p>										
事業の流れ(P22)				<p>※緑の部分は、申請者自身が行う手続き</p> <p>※完了実績報告について 補助事業が全て終了した日、又は令和6年3月15日のいずれか早い日までに提出</p> <p>※手続代行者について 事業を実施する設計者、販売事業者(宅地建物取引業者)、改修の工事施工者に委任可</p>						
補助制度の併給について	●都又は国から交付される省エネ改修等に係る補助金、原資に都費・国費を含む区市町村から交付される省エネ改修等に係る補助金との併給は不可									
問い合わせ先	東京都住宅政策本部民間住宅部 計画課 脱炭素化施策推進担当 【TEL】 03-5320-5459									
ホームページ	https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/shouene.html									